

## 別紙第2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号)、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年茨城県条例第55号)を次のとおり改正するよう勧告する。

### I 令和3年4月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正

#### 1 職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

##### (1) 令和3年12月期

###### ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分(再任用職員にあつては、0.625月分)とすること。

###### イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を0.925月分(再任用職員にあつては、0.525月分)とすること。

###### ウ 医療大学の学長の職にある職員

期末手当の支給割合を0.575月分(再任用職員にあつては、0.3月分)とすること。

##### (2) 令和4年6月期以降

###### ア イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.675月分)とすること。

###### イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.575月分)とすること。

###### ウ 医療大学の学長の職にある職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.325月分)とすること。

#### 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

##### (1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

- (2) 令和4年6月期以降  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

### **3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正**

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

- (1) 令和3年12月期  
期末手当の支給割合を1.575月分とすること。
- (2) 令和4年6月期以降  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

## **II 給与制度改革のための関係条例の改正**

### **1 職員の給与に関する条例の改正**

- (1) 給料表  
現行の教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）を別記のとおり改定すること。
- (2) 諸手当  
他の教員との均衡を考慮して、主幹教諭及び指導教諭に対する諸手当を支給するため所要の措置を講ずること。

### **2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正**

主幹教諭及び指導教諭に対して教職調整額を支給すること。

## **III 改定の実施時期**

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、Iの1の(2)、2の(2)、3の(2)及びIIについては、令和4年4月1日から実施すること。